

刈谷市図書館雑誌スポンサー制度実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、刈谷市広告掲載要綱（平成21年12月21日施行。以下「要綱」という。）に基づき、刈谷市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 刈谷市中央図書館、城町図書館、富士松図書館（以下「刈谷市図書館」という。）の雑誌に広告の掲載を希望する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が、雑誌を購入し、その雑誌を刈谷市図書館の雑誌として提供する。

2 刈谷市図書館は、雑誌スポンサーが提供する雑誌（以下「提供雑誌」という。）の最新号に広告を掲載したカバーを付して雑誌コーナーに配架し、利用者の閲覧に供するものとする。

(雑誌スポンサーの対象)

第3条 雑誌スポンサーは、企業、店舗、団体等を対象とし、個人は対象としない。

2 要綱第3条第2項各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係るものである場合は、雑誌スポンサーの対象としない。契約期間中においてこれらのものに該当するに至った場合も同様とする。

(広告の内容)

第4条 広告の内容は、市の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものとする。

2 要綱第3条各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として市が掲載を決定した月の翌月からその年度の3月までとする。

2 期間満了の3月前までに、市又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(広告の規格)

第6条 提供雑誌の最新号カバー表面には、雑誌スポンサー名を表示し、表示の大きさは縦4cm、横13cm以内で、地色は白色、文字は黒色とする。

2 提供雑誌の最新号カバー裏面の広告は、雑誌の縦横寸法に収まるサイズのものとし、雑誌スポンサーが作成した片面印刷のものを使用する。

(雑誌の選定)

第7条 雑誌スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストから希望する雑誌を選定するものとし、同一の雑誌について複数の申込みがあったときは、市による代理抽選により決定する。

(広告掲載の申込み)

第8条 雑誌スポンサーになろうとする者(以下「申込者」という。)は、刈谷市図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に次に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 掲載広告の実物案

(2) 会社概要等が分かるもの

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査及び決定)

第9条 市長は、前条の申込みがあったときは、第3条、第4条の規定に基づきその内容を審査し、雑誌スポンサー及び掲載する広告を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、刈谷市図書館雑誌スポンサー決定・不決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(覚書)

第10条 申込者は、雑誌スポンサーに決定した場合、覚書(様式第3号)により市と契約を締結するものとする。

(費用負担)

第11条 提供雑誌の購入費用は、雑誌スポンサーが全額負担するものとし、図書館指定の納入業者に直接支払うものとする。

(広告内容等の修正及び変更)

第12条 市長は雑誌スポンサーに対し、掲載する広告の内容について修正を求めることができる。

2 雑誌スポンサーは、前項の求めに応じ、または、雑誌スポンサーの都合により広告の内容を変更するときは、刈谷市図書館雑誌スポンサー内容変更届(様式第4号)をすみやかに市長に届け出なければならない。申込書または提出書類の記載内容に変更がでた場合も

同様とする。

(雑誌が休廃刊した場合の措置)

第13条 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合は、市と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(広告掲載の責務)

第14条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 雑誌スポンサーが第11条の規定により雑誌の納入業者へ支払いをしないとき。
- (2) 要綱第8条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 雑誌スポンサーが第12条第1項の規定により求められた広告の内容の修正を行わないとき。
- (4) その他提供雑誌への広告掲載に支障があると認めたとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、図書館雑誌スポンサー取消通知書(様式第5号)により、当該雑誌スポンサーに通知するものとする。

(雑誌の所有権)

第16条 提供雑誌の所有権は、市に帰属するものとする。

(委任)

第17条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この基準は、平成27年 1月21日から施行する